

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6(2024)年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会
開 催 日 時	令和6年(2024年) 9月2日(月) 13時00分から 14時50分まで
開 催 場 所	枚方市役所別館4階第4委員会室
出 席 者	会 長：海老原智子委員 副会長：中嶋貴子委員 委 員：増井隆彦委員、津浦啓子委員、藪田雪子委員
欠 席 者	1名(林勇太委員)
案 件 名	1. 前年度補助事業の実施結果について 2. 支援対象団体の登録について 3. その他
提出された資料等の 名 称	資料① 令和5(2023)年度NPO活動応援基金補助金交付結果 資料② 令和5(2023)年度NPO活動応援基金補助事業レポート 資料③ 令和6(2024)年度枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体 登録申請状況 資料④ 団体登録申請書一式(新規登録団体分) ① 特定非営利活動法人すこやか地域支援協会 ② NPO法人ひらかた生物飼育部 LABO 資料⑤ 枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱 資料⑥ NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の取り扱い方針 参考資料 更新登録団体資料(5法人分) 枚方市NPO活動応援基金補助事業募集要項
決 定 事 項	登録申請のあった7法人(新規2法人・更新5法人)のうち7法人全てを支援対象団体とする。
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1人
所 管 部 署 (事 務 局)	市長公室 市民活動課

審 議 内 容

1 開 会

○ 海老原会長

定刻となりましたので、これより令和6年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を開催いたします。

本日は、ご多忙のところ、ご出席いただきありがとうございます。

それでは、案件に入ります前に、委員の出席状況について、事務局より報告をお願いいたします。

○ 事務局

本日は、委員6名中、5名の出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第3項の規定により、会議が成立していることをご報告させていただきます。

次に、本審査会の公開・非公開についてご説明いたします。本市では、会議の公開、非公開について、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程を定めており、第3条で、審査会の会議は特別な場合を除き、原則、公開するものとしております。

なお、審査会の会議の「公開」または「非公開」の決定は、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

前日に引き続き、今回の審査会も「公開」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

異議なしということで、「公開」と決定します。

○ 事務局

会議録についても、同様に同規程第7条に定められており、「公表」または「非公表」の決定も、当該会議に諮って行うものとされております。

○ 海老原会長

会議録についても「公表」することよろしいでしょうか。

○ 各委員

異議なし

○ 海老原会長

会議録について「公表」と決定します。

(傍聴者、入場)

○ 海老原会長

それでは、案件に入ります前に、本日の配付資料の確認及び本日の予定について、事務局より説明をお願いいたします。

○ 事務局

それでは、配付資料の確認を行います。

(配付資料の説明)

本日の案件でございますが、
案件（１）前年度補助事業の実施結果について
案件（２）支援対象団体の登録について
案件（３）その他
を予定しております。

2 議 題

<案件（１）前年度補助事業の実施結果について>

○ 海老原会長

では「案件（１）前年度補助事業の実施結果について」に入ります。
事務局より説明をお願いします。

○ 事務局

前年度補助事業の実施結果について、お手元の資料①令和5（2023）年度NPO活動
応援基金補助金交付結果に沿って説明いたします。

委員の皆様からいただいた答申をもとに、5団体が実施する特定非営利活動事業に対
して、補助金を交付しました。交付決定額と交付確定額につきましては、資料のうち、
表の「交付決定額」・「確定額」をご覧ください。

補助金交付決定額から、交付確定額が減額となった法人が2団体あり、最終的な補助
金交付総額は139万266円でした。

スノックの減額理由としては、開催会場の賃借料や講師謝金など、補助対象経費の各
費用の決算額が予算額を下回ったことが要因です。

陽だまりの会の減額理由としては、収入として計上していたもちつきの参加費の決算
額が予算額を上回り、また支出として計上していた補助対象経費のうち、消耗品費及び
会場使用料の決算額が予算額を下回ったことが要因です。

補助対象事業の概要につきましては、お手元の資料②をご覧ください。

今年度も、前年度の補助対象団体の事業報告レポートを作成し、6月下旬に市ホーム
ページで公開しました。

また、7月16日（火）に枚方市NPO活動応援基金 団体登録説明会を開催し、その中
でこのレポートを使って各団体が実施した補助事業について紹介しました。

本レポートについては、秋頃に過年度の寄附者へ郵送します。また、法人代表者など
の音声を録音した上での動画の公開作業も進めています。

事務局からの説明は以上です。

○ 海老原会長

ただ今事務局から説明がありました前年度の補助対象団体の事業については、現在の
審査委員で審査した事業ではないですね。

○ 事務局

はい。前任期の審査委員で審査いただいた補助事業になります。

○ 海老原会長

先ほど事務局から交付額が減額となった団体があったと報告がありました。今期より
新しく審査委員に就任された委員の皆様は、事業内容等についてわからない部分もある

かとは思いますが、補助金交付決定額と確定額の金額の差などについては何かご意見等
ございませんか。

交付決定額から、交付確定額が減額となった原因としては、決算額を予算額が下回っ
たというところが大きいと思われます。実際に団体に支払われる補助金についても交付
確定額にあわせて減額されたということですので、私は特に問題がないと考えています
が、いかがでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

他に何かご質問やご意見はございませんか。

○津浦委員

この事業報告レポートは寄附をされた方へ送付するということですか。

○ 事務局

はい。これから準備をして送付する予定です。

○津浦委員

この事業報告レポートはすごく分かりやすいので、寄附者の方も事業内容がよくわか
ると思います。

○ 海老原会長

そうですね。このような形式で事業報告書を作成するようになってから、何年か経ち
ますよね。

○ 事務局

はい。

○ 中嶋委員

動画も準備されているということですので、寄附者へ送付する際に、可能であればサ
イトのQRコード等を載せていただくとアクセスが増えるのではないかと思います。

○ 事務局

動画のサイト等の案内については、寄附者へのレポートに添付する送付文の中で案内
させていただく予定です。

○ 中嶋委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 海老原会長

他にご質問やご意見はございませんでしょうか。

それでは、今回の案件ではありませんが、昨年度の第3回の審査会で審査した補助事
業については、現在、補助事業の実施期間中であると思いますが、こちらについては、
今のところ特に団体から報告等はありませんでしょうか。

○ 事務局

はい。補助対象団体には9月末を期限として中間報告書の提出を依頼していますの
で、その報告書で事業の進捗状況等を確認させていただきます。

○ 海老原会長

わかりました。今のところは補助金の減額や増額といった補助額が変更となるような
ことは発生していないということですね。

○ 事務局

はい。

○ 海老原会長

わかりました。その他のご意見やご質問はございませんか。

それでは、（１）前年度補助事業の実施結果については以上とさせていただきます。

<案件（２）支援対象団体の登録について>

○ 海老原会長

では「案件（２）支援対象団体の登録について」に入ります。

事務局より、支援対象団体の登録申請状況及び登録申請団体の紹介をお願いします。

○ 事務局

支援対象団体の登録申請状況について、お手元の資料③「令和6（2024）年度枚方市NPO活動応援基金 支援対象団体登録申請状況」に沿って説明いたします。「1. 申請団体数」ですが、7月26日を期限として支援対象団体の登録募集を行ったところ、新規登録に2団体、更新に5団体の申請がありました。

それでは、新規登録の1団体目、「すこやか地域支援協会」についてご説明いたします。お手元の資料④-1をあわせてご覧ください。

この法人は、会員や地域の市民に対して、高齢者向けの鍼灸・マッサージ等の施術事業、高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業など、高齢社会における市民の健康増進を目指して、事業を実施しています。提出された団体登録申請書によると、主たる事業所の所在地は枚方市長尾台であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市内を中心に各種事業を実施していることがわかります。

2つ目の団体「ひらかた生物飼育部LABO」について、説明いたします。お手元の資料④-2をあわせてご覧ください。

この法人は、大阪府立枚方高校生物飼育部の卒業生が中心となって設立された比較的新しい法人であり、市内の絶滅危惧種の保護活動、生息地である里山などの保全・環境整備事業を実施しています。提出された団体登録申請書によると、主たる事務所の所在地は枚方市黄金野であり、運営総経費のうち特定非営利活動が占める割合は、100%となっています。事業報告書等からは枚方市の事務所を活動の中心として、環境教育にかかる活動を行っていることがわかります。

新規団体の説明は、以上となります。

○ 海老原会長

ただいま、事務局より説明がありました、新規登録の2団体について、審議を行ってまいりたいと思います。まず、1団体目の「すこやか地域支援協会」について、何かご質問、ご意見はございますか。

○ 中嶋委員

配付いただいた審査資料についてですが、活動計算書のみでは単年度の収支状況しか確認できません。申請団体の負債や借入れ等の資産の状況についても確認したいため、前年度の貸借対照表や財産目録といった資料を見たいのですが、事務局で持っています

か。

○ 事務局

事務局で保管しているものがありますので、後ほど配付いたします。

○ 海老原会長

活動計算書で財産の状態を読み取れるのは、前期繰越正味財産額の部分のみですので、この部分ではプラスとなっているかマイナスとなっているかということしか読み取れませんね。事務局で追加で用意していただくのは令和5年度の貸借対照表と財産目録ということでしょうか。

○ 中嶋委員

はい。令和5年度分は既に事業報告書や活動計算書と一緒に貸借対照表や財産目録が提出されていると思います。新規申請の2団体目として審査する「ひらかた生物飼育部LABO」については、過去にも一度審査をしていますが、念のため、今回新規申請がありました2団体分の貸借対照表や財産目録をご用意いただければと思います。

○ 海老原会長

それでは、後ほど配付していただくということにいたします。それ以外に何かありませんか。

○ 藪田委員

団体登録簿では入会金が1万円と記載されていますが、定款の附則部分には入会金が3万円と記載されています。定款の附則の金額を、現在の金額に書き換えていないのでしょうか。また、入会金は新しく会員となられる方がいた場合に法人の収入として入ってくるものであり、収入として計上すべきものですが、提出された活動計算書には入会金という費目が見当たりません。入会金を現在はもらっていないということも考えられますが、そうすると団体登録簿に記載されている入会金の額1万円と矛盾することになります。

○ 事務局

定款の附則部分については、設立当初の入会金と会費を示しており、現在は金額を変更されていると法人からは聞いております。

○ 藪田委員

提出された資料のみでは団体登録簿に記載されている金額の根拠がわかりませんので、設立当初から金額を変更されたことがわかる資料が必要かなと思います。今回のように、団体登録申請の審査資料として提出されるのであれば、何か入会金等がわかる根拠資料をあわせて提出するなど、内容に矛盾がないようにするほうが良いと思います。

○ 海老原会長

附則に記載されているのは設立当初の入会金や会費であり、それ以降については定款の第8条で「総会において別に定める」と記載されていますので、その部分をより明確にしておいたほうが良いということですね。

○ 藪田委員

はい。金額を変更した時の総会議事録などの添付があれば良いと思います。

○ 中嶋委員

定款については、第8条の入会金及び会費の条文の下に、附則で記載されているよう

に（１）（２）として現在の入会金や会費の額を記載しておくのが望ましいですね。

○ 藪田委員

そうですね。入会金や会費等の変更があるたびに定款の記載をあわせて変更されている法人もあります。

○ 海老原会長

法人としては定款を頻繁に変更しなくてもいいように、第８条のような記載にされているのかもしれませんがね。

○ 藪田委員

そうですね。ただ、このような場合は会費等を変更した総会の議事録などを添付していただいたほうがわかりやすいですね。

○ 海老原会長

現在は団体登録の申請の際には総会関係の書類の提出は求めていますよね。

○ 事務局

はい。

○ 海老原会長

現在の会費等を確認できる資料が提出されていないことを理由に団体登録を認めないということにはなりません、今回については、現在の会費等の額を決定した総会の議事録を提示していただくよう法人に求めていただけますか。

○ 事務局

わかりました。

○ 海老原会長

入会金等は通常、毎年変更するものなのでしょうか。

○ 藪田委員

それほど頻繁に変えるものではないと思います。設立当初の入会金が３万円ということで設定されていたようですが、入会金というのは大抵１万円までが多いですので、そうした理由から、どこかの時点で現在の１万円に変更されたのかもしれませんがね。

○ 海老原会長

入会者は設立当初が最も多いですからね。

○ 藪田委員

設立当初は３万円が妥当と考えていたのか、それとも初期資金が必要だったので高めに設定していたのかもしれないですね。また、活動計算書に入会金の額が記載されていない理由としては、長らく入会者がいないということも考えられますね。

○ 海老原会長

藪田委員がご指摘されたように、活動計算書だけを見ると入会金の収入はなかったように見えますね。入会者がいなかったのか、それとも受取会費に入会金も含まれているということなのでしょう。

○ 中嶋委員

おそらく先ほどの総会の議事録が提示されれば解明されると思いますが、活動計算書には正会員の受取会費が 88 万 4,000 円と記載されています。会費が１万円だとすると、端数の 4,000 円が合いません。賛助会員費は 0 円になっていますので、新たに会費

の種別が分かれて、例えば 1,000 円といったような設定の種別の会費ができたのか、それとも 1 万円の会費を月割りで支払うことがあったのか、などの事情がわかりません。

○ 海老原会長

団体登録簿には会費は年額と記載されていますので、年度の途中から会員となった方は 1 万円を月割りで換算しているとも考えられますね。

○ 事務局

ご指摘の会費の件について、法人代表者からは、法人格を取得する前の活動期間から参画している会員については、その当時の金額のまま会費を据え置いているとの話がありました。

○ 海老原会長

そのような事情であれば、団体登録簿の会費の欄にそのように加筆すべきですね。

○ 事務局

会費の件につきましては、法人に総会の議事録等を提示していただくなどして、内容を確認したいと思います。

○ 海老原会長

加えて、各委員からご指摘のありました、入会金が活動計算書のどの科目に含まれているのか、あるいは受け取った入会金がなかったのかという点についても、あわせて確認していただければと思います。

○ 事務局

新規申請団体の貸借対照表と財産目録の準備ができましたので、配付いたします。
(追加資料の配付)

○ 海老原会長

それでは、追加資料を配付いただいている間に、他に何かご意見やご質問はございませんでしょうか。

○ 藪田委員

事業報告書に記載されているの事業で、実施日時が「なし」となっている事業があるのですが、これは事業を実施されていないということでしょうか。

○ 海老原会長

実施されていないということだと思われまます。令和 5 年度は (2) の「高齢者介護・スポーツ障害の予防に関するセミナー・相談会・教室事業」しか実施されていないということだと思えます。

○ 中嶋委員

過去にも事業報告書のフォーマットの関係で、収入も支出も発生しなかった場合などはこのように記載されているケースがあったように思います。

○ 藪田委員

団体登録簿には活動内容として記載されている内容であっても、事業報告書や事業計画書では「実施なし」や「計画なし」となっているのは、例えば新型コロナウイルスの影響など、何か理由があれば別ですが、そうでなければ全く事業を実施していないにもかかわらず事業報告書に記載されていることに違和感があります。

○ 海老原会長

団体登録の活動内容の部分については、おそらく法人のホームページなどに掲載しているものをそのまま記載されているのではないかとおもわれますが、NPO活動応援基金の団体登録簿に記載する内容という点では、そぐわない部分もあるかもしれません。ただ、法人としては、現在は事業を実施していなくても、今後は実施していきたいということなのかもしれませんね。

ただいま、事務局より貸借対照表と財産目録が配付されました。資産についてはゼロではなく、若干プラスになっています。今回は団体登録の審査であり、事業に関する審査ではないため、今回のすこやか地域支援協会の団体登録については認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

それでは、「すこやか地域支援協会」については、団体登録を認めることとします。

続いて、「ひらかた生物飼育部LABO」についての審査に入ります。

同じく、ただいま事務局より貸借対照表と財産目録が配付されました。この団体については、前任期より継続しての委員の皆様には記憶に新しいところだと思いますが、今期より委員となられた皆様については初めての団体となりますので、ご質問などをいただければと思います。

○ 藪田委員

貸借対照表や財産目録に記載されている、有形固定資産の建物や土地とは具体的にどのようなものなのでしょうか。

○ 海老原会長

建物については、使用していない古い建物を安く提供を受けて、そこを法人で利用しているということだったと思います。

○ 藪田委員

この法人は大学生などが活動されているのですか。

○ 事務局

はい、高校を卒業して大学に進学された方なども活動されています。

○ 海老原会長

高校の生物部の先生と、高校の生物部で活動していた卒業生ということでしたね。

○ 事務局

はい。活動を開始したのが2021年の11月ですので、この時点ではまだ高校に在学されていましたが、高校卒業後も活動を続けていきたいということで、法人を設立されたと記憶しています。活動年数的に考えると、まだ大学生の方もおられるのではないかと思います。

○ 海老原会長

令和5年度の補助事業のプレゼンテーションに来られたときには、大学に入ったばかりだったのでしょうか。高校生ではなかったですね。

○ 事務局

そうですね。

○ 海老原会長

確か高校の先生も一緒に来られていましたね。

○ 事務局

はい。枚方高校の生物部の顧問の先生と一緒に来られていました。

○ 増井委員

提出された書類についてですが、事業報告書や活動計算書に記載されている数値にコンマが打ってないので読みにくいですね。

○中嶋委員

事業報告書の実施日時の部分も読みにくさを感じます。

○増井委員

事業報告書や活動計算書など公に出す書類の数字には3桁ごとにコンマを入れて作成されたほうが見やすいように感じます。

○ 海老原会長

それでは、金額にコンマを入れるなど、書類を読みやすく作成していただくよう、事務局より法人に伝えてください。

○ 事務局

はい。法人に伝えます。

○ 藪田委員

この法人は以前に一度団体登録をされていたようですが、昨年度は団体登録の申請をされなかった理由についてお伺いします。

○ 事務局

この法人は、昨年度も団体登録の申請を考えていたようですが、申請時期がちょうど令和5年度の補助金を活用して事業を実施している最中で、期限内に団体登録の手続きができなかったということのようです。

今回申請が1年空きましたので、新規申請という取り扱いになっています。

○ 海老原会長

ほかに何かございませんでしょうか。

それでは、団体登録を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

それでは、「ひらかた生物飼育部LABO」については団体登録を認めることとします。続きまして、事務局より登録更新申請団体の説明をよろしくお願いたします。

○ 事務局

今年度の更新登録申請団体は5団体となります。団体名称につきましては、資料③の「3. 団体一覧」をご覧ください。

更新登録申請の団体につきましては、事務局において、登録の要件を全て満たしていることを事前に確認しております。申請資料一式につきましては、お手元に配付しておりますので、必要に応じてご参照ください。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

それでは、事務局より登録の形式的な要件は満たしているということを御確認いただ

いているということでした。

更新申請の団体の申請書類としては、新規申請団体の申請書類には添付されている法人の定款等は添付されていませんが、これらの書類は事前に事務局で確認しているということでしょうか。

○ 事務局

はい、確認しています。

○ 海老原会長

昨年度の申請時から特に大きな変化がみられた団体はありませんでしたか。

○ 事務局

そのような団体はありませんでした。

○ 海老原会長

わかりました。それでは、更新申請の5団体について、順にご質問、ご意見をうかがいたいと思います。

まず、「関西生活文化研究会おでかけ」ですが、前回の令和5年度第3回の審査会での補助事業のプレゼンテーションには参加されませんでしたね。

○ 事務局

はい。令和6年度の補助金は申請されませんでしたので、委員の皆様には同団体の補助事業については審査いただいております。

○ 海老原会長

わかりました。それまでは毎年度補助金を申請されている印象がありましたが、前回は申請を休まれたのでしょうか。

○ 事務局

団体登録はされていまして、補助金申請が可能な団体ではありましたが、法人担当者によると、法人が補助金の申請期限を誤っていたため、期限を過ぎてしまい申請ができなかったということのようです。

○ 海老原会長

わかりました。

○ 増井委員

活動計算書について、管理費が「該当額なし」ということでバーを入れておられます。一方、経常外費用計の前期繰越正味財産額や次期繰越正味財産額にはマイナスという意味合いでバーが使われております。一般的なフォーマットでは、マイナスの場合は白三角を使用するということになっています。法人の事業規模も大きいので、会計書類にはこうした一般的なフォーマットを使った方がよいと思います。

○ 海老原会長

そうですね。該当額が無いという意味合いでバーを使うというのも少し気にはなりますが、マイナスの表記と混同するという意味では、委員ご指摘のとおりだと思います。

○ 事務局

法人担当者には、委員からいただきましたご意見を伝えます。

○ 藪田委員

管理費については該当額が無いということのようですが、通常、管理費が発生しない

ということはありません。この法人は介護事業も実施されているので、そちらで管理費を計上していることなのでしょうね。

○ 海老原会長

その辺りのすみ分けがわかりにくいですね。この法人は事業自体も大きなマイナスとなっていますので、以前から補助事業の審査の際にも、まずは収支の改善を図っていただくよう、法人担当者に伝えていたように記憶しています。

○ 藪田委員

法人設立の際に、管理費は関連の会社で計上するためNPO法人の会計では管理費の計上をしないと説明される法人もありますが、やはりNPO関係の理屈からすると、管理費が発生しないというのは考えにくいので、活動計算書の修正をお願いする場合があります。

○ 中嶋委員

今回の団体登録に影響を及ぼすところではないと考えますが、介護事業などを実施されている法人については、事業規模も大きくなるため、活動計算書の別紙として、事業別の損益の状況がわかる書類をあわせて添付されたほうが良いと思います。他の法人でも、どの事業にいくら収入があり、どのように費用を按分したかがわかる資料を添付されています。この法人についても事業規模が大きいため、おそらくそのような資料自体は作成されていると思われますので、丁寧な説明を今後も尽くしていただきたいという意味では、さきほど藪田委員がご指摘された部分などについても明確になるはずですので、可能であればあわせて添付いただきたいです。また、本基金の補助金を受けて活動した場合にも、どれくらい自己資金で補填したのかもわかりますので、今後コメントもしやすくなります。

○ 海老原会長

それでは、「関西生活文化研究会おでかけ」については、登録の更新自体を認めないということではありませんが、今後、活動計算書のみでは読み取れない部分を補填するために、事業別の損益の状況がわかる表の提出を求めるとします。もしこのような表は作成していないということであれば、一から作成するのは難しいのかもしれませんが、増井委員がおっしゃるような、事業規模の大きな法人ですので、ある程度、収支については分析されていると思いますので、審査会で求めている旨をお伝えいただければと思います。

次に、「えほんのお部屋ひまわり畑」ですが、ご意見、ご質問はありますか。

特になければ「えほんのお部屋ひまわり畑」については、更新を認めるということでもよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

それでは、更新を認めることとします。

次に、「ハーモニックラブ」について、ご質問やご意見はありませんでしょうか。

○ 増井委員

30 ページの財務諸表の注記の当期計上増減額のマイナスの表記がバーで示されてい

て、一方、31ページの活動計算書ではマイナスの表記を黒三角で示されています。一般的な会計の表記では、マイナスは白三角を使用するということになってはいますが、NPO法人にはそこまでは求めないということであれば、せめてマイナスの表記についてはそろえておいた方がよいのではないかと思います。

加えて、事業報告書に掲載されている表の右上にはそれぞれ「単位：円」と記載していただけるとわかりやすいです。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

それでは、まず財務諸表の注記の部分の表については、非常にわかりやすく良いのですが、マイナスの表記がバーで示されているので、活動計算書のマイナス表記と合わせておくほうが良いのではないかと、また、いずれのマイナス表記についても白三角を使用していただきたい、と事務局より法人に伝えていただけますか。

○ 事務局

わかりました。そのように法人へ伝えます。

○ 海老原会長

もう1点は、事業報告書の中の各表については、非常にわかりやすく作成いただいているのですが、右上に「単位：円」と記載いただくとより分かりやすいということでした。

○ 事務局

わかりました。こちらもあわせて法人へ伝えます。

○ 増井委員

丁寧に書類を作成されているので、単位などもきちんと明記できるとより良いと思います。

○ 海老原会長

そうですね。それでは、「ハーモニークラブ」については、更新を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

続いて「枚方市手話通訳協会」ですが、何か御質問などはございませんでしょうか。

○ 中嶋委員

2024年度活動計算書(予算)ですが、経常費用計で表が終わっていて、2023年度活動計算書に記載されている「当期経常増減額」以下の記載がなく、収支の差額などの記載がされていません。収支はプラスマイナスゼロとなるようですが、記載は必要ですね。

○ 海老原会長

収支の読み取りにおいては支障がないのですが、表の下の数行が切れてしまっているような状態ですね。

このほか何かご意見等なければ「枚方市手話通訳協会」についても更新を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

それでは、更新を認めることといたします。

最後に、「陽だまりの会」ですが、何かご意見等ございますか。

○ 中嶋委員

こちらの「陽だまりの会」も決算については最後の「次期繰越正味財産額」まで記載されていますが、予算の方は途中で表が切れてしまっているのか、あるいは予算には記載の必要がないと考えて記載を省略されたのかもしれませんが。

○ 海老原会長

ほかにご意見、ご質問はありますか。

○ 増井委員

活動計算書の表中にいくつか合計額の記載があり、どれも枠の中央に金額が記載されていますが、見やすさという点から、右に寄せて記載していただいたほうがよいように思います。標準的なフォーマットは右寄せになっていますし、統一感もあり見やすいと思います。

○ 海老原会長

活動計算書の見やすさということで、審査会での意見として団体に伝えていただければと思います。ただ、「3事業収益」の項目を見ると、事業収益の内訳が右の列で、その合計が左の列に記載されていますので、これは左右の記載を逆にする必要がありますね。

○ 増井委員

そうですね。

○ 海老原会長

このままですと、経常収益合計を右に寄せると、事業収益の内訳にそろえるようなイメージになりますので、「3事業収益」の項目でいうと、やはり事業収益の内訳の列とその合計の列は逆ということになりますね。

○ 増井委員

他の法人から提出されている計算書を確認すると、やはり内訳と合計の左右が逆になっているので、違和感があるように思いました。

○ 藪田委員

また、この法人はこれだけの収益を上げているにもかかわらず、管理費で計上している租税公課の額がとても少ないので、どのように法人を運営されているのか興味深いところです。

○ 増井委員

固定資産税などが少ないということでしょうか。

○ 藪田委員

固定資産税というより、通常は法人税や法人市民税があり、加えて昨今は消費税が割とかかることが多いです。実際に、私の所属する法人では講師料などは消費税で支払うことが多いです。これが良い悪いということではなく、租税を抑えられる運営方法が何かあるのかなと思いました。

○ 海老原会長

提出されている資料だけでは具体的にどのような税であるかなどはわかりませんが、さきほど増井委員が言われたように固定資産税ということもあるのでしょうか。

○ 藪田委員

先ほどの「ひらかた生物飼育部LABO」などは、建物や土地が5万円ということでしたので、固定資産税をかけるとしても評価はどうなるのかわかりませんが、法人の所有物ということであればおそらく固定資産税はいくらかかかりますよね。NPO法人は税金を特に支払わなくていいということにはなっていないので、割ときちんと支払っている法人が多いように思います。

○ 海老原会長

収益事業もやっていますからね。

○ 中嶋委員

障害者支援法に基づく補償金や負担金が入っていても、税金はかかりますよね。

○ 海老原会長

そもそものNPO活動応援基金にかかる申請においては、以前から税務申告の提示まで求めたりはしていないのですが、今後は何かそういったものの提示を求めているのかもしれないですね。

○ 藪田委員

そうですね。1番目のすこやか地域支援協会などは、団体登録簿に記載されていた申請理由が、資金の調達ということではなく、社会的な信用が欲しいということになっていましたよね。そのような理由であれば、提出された資料についても、なおのこと、きちんと確認していかなければいけないのかなと思いました。

○ 海老原会長

分かりました。それではいったん、この「陽だまりの会」については更新を認めるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 海老原会長

それでは、「陽だまりの会」についても更新を認めることとします。

最後に、前年度団体登録申請をされていて、今年度申請がされなかった団体について、事務局で何か事情を聞かれていますか。

○ 事務局

今回申請をされなかった理由については、事務局では特に把握はしておりません。

○ 海老原会長

これまでも団体登録を申請したりされなかったりを繰り返している団体がありました。今後は、そのような団体があれば、更新をされなかった理由について事務局から少し事情を確認していただいてもよいのかと思います。

それでは、案件(2)の支援対象団体の登録については、以上といたします。

<案件(3)その他 >

○ 海老原会長

では、次の案件「(3)その他」について、事務局より何か報告事項等がありますか。

○ 事務局

今年の5月に定期監査が実施され、本事業についても監査を受けたところです。その中で監査委員から意見をいただきましたので、御報告させていただきます。

NPO法人は、特定非営利活動促進法に基づき、毎年度定められた期限までに所轄庁へ事業報告書を提示することとなっていますが、現時点の補助金の定めにおいては、補助金の交付確定時に申請法人が直近の事業報告書を提出されていない場合であっても補助金の交付が可能となっており、法を遵守できない団体に対して、市民などの貴重な財源を原資とする補助金を交付することに市民の理解は得られにくいと考えるため、本補助金の取扱いについて早急に検討していくよう御意見をいただきました。

事務局といたしましては、例えば、そのような団体には補助金を交付しない旨の定めを設けるなどの手法もあると考えております。次回の第2回審査会では、補助事業の募集要項の内容などについて御検討いただく予定ですが、事務局にて募集要項案を作成するにあたり、この件に関しまして事前にこの場で委員の皆様の御意見などをうかがえたらと考えております。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

事務局から説明がありましたとおり、監査委員よりの御指摘があったとのこと。事業報告書については、団体登録の際に提出することとなっていますが、それ以降の、例えば事業を実施する直前の時点や、事業終了後の時点などでは、団体登録時に提出した年度の事業報告書よりも後の年度の事業報告書が直近の事業報告書となる場合があるということですね。

○ 事務局

はい。

○ 海老原会長

そのような場合ですと、直近の事業報告書が提出されているかどうか分からないといった状態の中で審査が通ってしまうという可能性があるのではないかとことです。こちらについて御指摘のとおりかとは思いますが、募集要項等への記載を含めて、どのように対応していくべきかということについて、具体的なところは事務局で考えられると思うのですが、審査会の委員の皆様からも何か御意見等をいただければと思います。

○ 中嶋委員

理解できる御指摘かと思えます。ただ、通常このような審査に関しては、事前に提出されている資料で審査を行うものだと思います。また、本基金の審査についてもNPO法人は法令遵守しているということを前提の上で行っていますし、市の担当部署でも日頃から何かあればNPO法人には指摘をされていると思えますので、この募集要綱にまであらためて何か書き加える必要があるのかとも思えます。

ただ、御指摘をいただいたということですので、ただし書で一文何か付け加えたほうがよいということであれば、個人的には委員長に一任をして文案を事務局と作っていただくのが最適ではないかなと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか。

○ 藪田委員

中嶋委員のおっしゃるように法令を遵守するというのは基本ですので、もしそれをあえて一行入れるということであれば、それこそ「税金を納めていること」など、様々なことを記載追記していくことになると思います。私が所属するのは認定NPOですので、提出書類をはじめ、全てについて常日頃から気を付けていますが、それを全て募集要項に記載するのか、それとも事務要綱などで定めておいて、補助金の申請や交付時に事務局でチェックするということでもよいのではないかと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますか。

○ 増井委員

コロナの時の支援金や国の補助金などの添付書類などでは、活動に関する事業計画書の他に、直近の税の申告書の提出が必要な場合があります。NPO法人は決算の申告が必要ない場合もあるのかもしれませんが、税の申告書の写しの添付や、電子申告であれば受付年月日を証明として示していただくなどすれば、法人にも負担にはならないと思います。一般の人の目から見ると、他の支援金であれば申告書の添付等を求められる一方で、本補助金は枚方市の税金を使っているにもかかわらずそのような書類を求められないということであれば、基準が緩いような印象を受けるかもしれません。そうしたことから、申告書等の添付があれば、税金の納付状況や活動実態の把握も同時にできますし、法人への信頼も高まると思います。加えて、本事業についても市の事業としての信頼も高まりますので、もし何か募集要項等に一文を入れるということであれば、「直近の申告書の写しを添付すること」などと記載されてもいいのではないかと思います。

○ 海老原会長

ありがとうございます。他に何かありますでしょうか。

まず、今、増井委員のご意見については、今回の監査委員の御指摘ではありませんが、補助金の申請書類の提出の際に、同時に税の申告書の写し等の提出を求めてもよいのではないかというご意見だと思います。こちらについては、また今後の審査の中で検討できればと思います。

今回の監査委員の御指摘があった部分については、コンプライアンスに関する部分をどこまで踏み込んで募集要項に記載していくのかというところにおいて、募集要項を書き直したり加筆したりするところまではしなくてもよいのではないかと、というご意見もありました。この点については、団体登録の申請時には必ず事業報告書を提出しているので、補助金の交付申請時に直近の事業報告書が提出されているかどうかということが論点になっているのだと思います。個人的には、もし補助金の募集要項が変更できるのであれば、補助金申請の提出書類として、「前事業年度の事業報告書（ただし既に提出済みの場合は除く）」と再度記載すればいいのではないかと考えます。つまり、補助金申請時における直近の事業報告書が団体登録の時に提出したものと同一であるということであれば、補助金申請時には再度の提出は不要であるという意味合いの文言を加筆することです。

○ 事務局

申請時ということではなく、補助事業終了後に、補助金の交付額の確定する時点で直近の事業報告書が未提出ということであれば、概算払いの場合は補助金を返金していただいたり、あるいは事業終了後の補助金額確定後に支払うことになっている法人については、支払わないこととするということです。現在の募集要項では、その辺りの記載がなく、記載がない以上は支払わざるを得ないことになってしまうため、今回指摘があったということです。

○ 中嶋委員

会計年度終了後、定められた期間内に活動報告書等の提出が行われていない場合に、団体への補助金交付をしてもよいのかということですね。

○ 事務局

そうです。

○ 中嶋委員

要するにNPO法で定められているものが提出されていないにもかかわらず補助金を交付してもよいかということですね。

○ 藪田委員

事業報告書の提出が1日、2日遅れてしまう法人は結構ありますよね。そうしたところまでを監査では問題とされているのでしょうか。たとえ一日提出が遅れても法令に違反していることには変わりません。しかし、何かの事情で少し遅れたとしても補助金の交付時点では提出済みとなっているということはあると思います。ですから、監査委員がどこまでのことを想定して言われていたのかということもあると思います。ちなみに認定NPO法人は信頼度というところで1日でも提出が遅れれば取消しということもあるのですが、ただ、それとは別の話なので、私の個人的な意見としては、補助金の交付の時点までに提出されていればよいのではないかと思います。

○ 海老原会長

このNPO活動応援基金というのは、そもそも認定NPO法人だけを対象とするのか、もっと門戸を広げるのかという議論まであったぐらいですので、団体が使いやすいように、少々、事務的な部分が不十分な団体であっても、団体を育てるという意味合いも含めての活動応援基金であるという趣旨で、はじめにこの事業ができたのだと思っています。そういう趣旨からすると、藪田委員の意見にもありましたように、あまり交付要件や申請要件を厳しくして団体を落とすための基金であってはいけないでしょうし、そうすると申請する団体もなくなってしまい、本来の基金がある意味もなくなってしまっているのではないかと私も考えます。

○ 事務局

先ほどの藪田委員からいただきましたご意見の、補助金の交付までに事業報告書の提出があればという件についてですが、交付決定後の事業開始前に支払う概算払いと、事業終了後に支払う確定払いを、団体にどちらか選択していただくものになっていますので、非常に判断が難しいというのがあります。そうしたことから、線引きとして非常に明確なのは、先ほどからいろんな委員からご意見をいただきましたが、補助金の申請時点で直近の分まで提出いただくということが一番明確で公平ではないかと感じました。

○ 中嶋委員

これも単なる法の解釈の問題ですが、NPO法人については市民が常に監督、監視できるように資料を公示、報告して、設立が認証されているというもので、設立後の事業報告書や会計書類についてもある程度、自由度が認められています。認定NPO法人を本補助金の申請対象とするのであれば、御指摘の点まで踏み込んで追加の資料等が必要ではないかと思いますが、この基金での補助対象は認定NPO法人に限られていません。本基金の補助事業については事務局で細かく資料を確認し、審査会での審議を経て交付額を決定し、さらに、事業実施後の内容についても、事務局で十分に確認の上、必要があれば金額の減額などもされていますので、少なくとも、今までには重大事由は起きているとは考え難いです。そもそもこの基金は、ふるさと納税という仕組みを使って自団体で寄附を集めていただき、市民活動をより活発していこうとするものですので、法人の認証が継続されている以上、補助対象団体から除外するというのは難しいと思います。そうしたことから補助金の申請要件等を厳格化するのは、この事業の目的にはそぐわないように感じますので、一定の柔軟性は持たせるべきだと思います。

ただし、NPO法人によって会計年度はそれぞれ異なりますので、どの時点で確認するのかというのは難しいとことではありますが、監査からの御指摘は重要ではありますので、募集要項等へどこまで明記をするのか検討も必要と思われるます。

○ 藪田委員

枚方市NPO活動応援基金支援対象団体登録要綱の第2条(1)で「特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であること」という文言がありますので、この文言に法令を遵守するという意味合いも含まれていますよね。法人の設立認証時には誓約書を記載されているので、その書面の提出により必然的に法令を遵守することになります。ただ、監査でチェックされたときに、特定の法人で事業報告書の提出が遅れているといったことを指摘されたのであれば、もう少し考えたほうがよいのかなとも思います。

○ 事務局

監査でさまざまな書類を確認されている中で、期限内に提出されていない団体があるという事実が分かり、そのような法を遵守していない団体に補助金を出すのはどうなのかという監査委員の意見でありました。委員の皆様からは、広く市民の活動を支援するという本基金の趣旨も踏まえつつも、法を遵守するのは当然のことであり、やはり何らかの制限や規制は一定かける必要があるとのご意見をいただきましたので、募集要項への記載内容や補助金の申請基準については、今日お聞きした御意見を基に、事務局で検討いたしましたして、次回の1月の審査会にて、御提案させていただきたいと思います。

○ 海老原会長

わかりました。

それでは、この件については、委員の皆様のお意見を踏まえて事務局より、あらためて提示されるということですので、よろしく願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

○ 事務局

次回の審査会の日程調整につきましては、追って事務局より連絡いたしますので、よ

ろしくお願いいたします。

海老原会長

次回の審査会はいつ頃ですか。

事務局

例年ですと1月下旬に開催していますので、そのあたりで開催できればと思っています

海老原会長

分かりました。

それでは、以上で令和6年度第1回枚方市NPO活動応援基金支援審査会を終了いたします。本日はありがとうございました。